

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	998,976	985,170	962,987	958,627	1,036,347	
	住宅新築資金等貸付特別会計	0	0	0	0	0	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		998,976	985,170	962,987	958,627	1,036,347	
標準財政規模		14,956,859	14,801,830	15,487,071	16,044,647	15,561,287	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(6.67%)	(6.65%)	(6.21%)	(5.97%)	(6.65%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	▲ 197,120	▲ 2,348	73,786	173,418	53,670	
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	12,949	7,324	8,075	21,751	23,240	
	後期高齢者医療特別会計	25,596	26,992	25,312	28,479	31,594	
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	113,799	115,751	113,391	202,122	209,925	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,265,895	1,355,244	1,370,070	1,388,289	1,367,810
		工業用水道事業会計	735,494	666,931	668,461	678,808	705,072
		下水道事業会計	117,768	102,468	133,539	189,966	302,146
		簡易水道事業会計	-	-	-	-	24
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道特別会計	0	0	0	561	-
法非適用企業	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	154	0	0	0	0
合計(2)		3,073,511	3,257,532	3,355,621	3,642,021	3,729,828	
標準財政規模		14,956,859	14,801,830	15,487,071	16,044,647	15,561,287	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(20.54%)	(22.00%)	(21.66%)	(22.69%)	(23.96%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	1,385,145	988,796	1,089,373	3,376,227	1,405,566	
	学校給食事業特別会計	2,449	1,756	26,706	485	-	
	住宅新築資金等貸付特別会計	113	1,731	9,726	-	-	
	一般会計等に属する特別会計	1,018	1,366	1,379	1,324	75	
合計(1)		1,388,725	993,649	1,127,184	3,378,036	1,405,641	
標準財政規模		32,939,734	32,543,646	33,070,027	34,429,173	34,272,890	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(4.21%)	(3.05%)	(3.40%)	(9.81%)	(4.10%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	418,851	139,496	91,921	290,832	15,255	
	介護保険特別会計	339,163	50,824	55,370	352,845	441,730	
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	60	-	-	-	-	
	後期高齢者医療特別会計	44,755	46,558	44,956	49,797	53,379	
	駐車場事業特別会計	41	89	61	58	111	
	小型自動車競走事業特別会計	▲ 1,393,371	▲ 1,319,085	▲ 1,028,404	▲ 674,443	▲ 598,331	
会計名(公営企業会計)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,434,366	1,375,798	1,435,149	1,338,483	1,688,477
	工業用水道事業会計	19,852	29,523	24,162	36,678	49,841	
	飯塚市立病院事業会計	3,502	5,326	4,566	5,076	5,584	
	下水道事業会計	847,919	910,275	1,023,772	1,088,497	1,077,568	
法非適用企業	宅地造成事業以外	地方卸売市場事業特別会計	115	130	122,477	105	10,470
	農業集落排水事業特別会計	131	236	135	57	211	
	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	1,327,858	91,365	127,893	220,477	214,388
合計(2)		4,431,967	2,324,184	3,029,242	6,086,498	4,364,324	
標準財政規模		32,939,734	32,543,646	33,070,027	34,429,173	34,272,890	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(13.45%)	(7.14%)	(9.16%)	(17.67%)	(12.73%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	811,023	787,798	850,198	1,408,095	1,761,497	
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,550	2,474	14,375	8,093	1,456	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		813,573	790,272	864,573	1,416,188	1,762,953	
標準財政規模		20,078,979	20,120,590	20,528,882	21,843,829	21,609,051	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(4.05%)	(3.92%)	(4.21%)	(6.48%)	(8.15%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	695,857	372,416	174,428	140,947	52,351	
	介護保険事業特別会計	384,416	531,382	776,532	598,123	742,523	
	後期高齢者医療特別会計	35,022	35,804	37,073	36,874	37,546	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,021,082	2,163,006	2,204,076	2,141,649	2,202,288
		下水道事業会計	1,739,744	1,812,911	1,844,636	1,929,127	1,998,161
法非適用企業	宅地造成事業以外	渡船事業特別会計	0	1	1	0	0
	宅地造成事業						
合計(2)		5,689,694	5,705,792	5,901,319	6,262,908	6,795,822	
標準財政規模		20,078,979	20,120,590	20,528,882	21,843,829	21,609,051	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(28.33%)	(28.35%)	(28.74%)	(28.67%)	(31.44%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	148,065	280,885	670,181	860,870	692,298
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	23,383	24,041	-	-	-
	自動車学校特別会計	3,939	9,351	20,284	28,766	4,570
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	175,387	314,277	690,465	889,636	696,868
標準財政規模		8,845,590	8,515,069	8,780,627	9,153,648	9,037,952
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.98%)	(3.69%)	(7.86%)	(9.71%)	(7.71%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	73,678	67,401	146,467	141,152	131,391
	後期高齢者医療事業特別会計	2,444	1,746	2,047	2,012	2,507
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	宅地造成事業以外			106,377	208,656	365,271
	簡易水道事業会計			87,368	120,791	144,194
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	下水道事業特別会計	22,699	125,534	-	-	-
	農業集落排水事業特別会計	2,582	7,085	-	-	-
	浄化槽整備事業特別会計	2,881	19,593	-	-	-
簡易水道事業特別会計	1,255	12,035	-	-	-	
宅地造成事業						
合計(2)		280,926	547,671	1,032,724	1,362,247	1,340,231
標準財政規模		8,845,590	8,515,069	8,780,627	9,153,648	9,037,952
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.17%)	(6.43%)	(11.76%)	(14.88%)	(14.82%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	121,625	114,424	116,464	992,590	455,899	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		121,625	114,424	116,464	992,590	455,899	
標準財政規模		8,113,160	8,088,968	8,387,014	8,666,882	8,536,850	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(1.49%)	(1.41%)	(1.38%)	(11.45%)	(5.34%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 305,364	▲ 140,575	▲ 95,220	20,867	125,852	
	介護保険事業	93,899	76,547	92,868	215,910	269,777	
	後期高齢者医療事業	2,950	2,708	2,021	2,923	4,537	
	介護サービス事業	0	0	960	-	-	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	858,531	807,875	776,393	696,299	621,357
		下水道事業会計	-	10,695	7,499	2,028	4,542
法非適用企業	宅地造成事業以外						
		下水道事業特別会計	4,686	-	-	-	-
合計(2)		776,327	871,674	900,985	1,930,617	1,481,964	
標準財政規模		8,113,160	8,088,968	8,387,014	8,666,882	8,536,850	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(9.56%)	(10.77%)	(10.74%)	(22.27%)	(17.35%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計	681,720	593,626	988,777	1,765,212	1,434,576
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	681,720	593,626	988,777	1,765,212	1,434,576
標準財政規模	18,895,757	18,787,566	19,300,684	20,484,744	20,370,484
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%)	(3.60%)	(3.15%)	(5.12%)	(8.61%)	(7.04%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国民健康保険特別会計	35,895	14,684	20,652	8,946	15,319
介護保険特別会計(保険事業勘定)	176,366	128,321	151,300	114,055	89,655
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	18,598	20,678	20,844	18,374	14,582
後期高齢者医療特別会計	20,761	22,547	28,784	44,592	50,513
筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	0	0	-
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水道事業会計	2,347,604	2,085,183	2,174,283	2,187,124	2,097,396
下水道事業会計	968,753	1,123,555	1,182,629	1,267,016	1,280,569
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	4,249,697	3,988,594	4,567,269	5,405,319	4,982,610
標準財政規模	18,895,757	18,787,566	19,300,684	20,484,744	20,370,484
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%)	(22.49%)	(21.22%)	(23.66%)	(26.38%)	(24.45%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	42,482	72,898	58,129	549,149	659,177	
	病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		42,482	72,898	58,129	549,149	659,177	
標準財政規模		27,574,457	27,535,926	27,806,819	28,741,163	28,117,517	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(0.15%)	(0.26%)	(0.20%)	(1.91%)	(2.34%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	180,140	306,773	548,989	707,492	695,476	
	介護保険事業	224,775	361,000	460,523	462,294	468,496	
	後期高齢者医療事業	39,967	36,151	37,146	38,747	43,797	
会計名(公営企業会計) <th colspan="5">資金不足・剰余額</th>		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,391,680	2,548,592	2,843,058	2,959,921	3,293,493
		下水道事業会計	643,010	803,939	1,044,473	1,228,531	1,385,614
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計(2)		3,522,054	4,129,353	4,992,318	5,946,134	6,546,053	
標準財政規模		27,574,457	27,535,926	27,806,819	28,741,163	28,117,517	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(12.77%)	(14.99%)	(17.95%)	(20.68%)	(23.28%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	207,226	210,788	239,396	310,582	673,588
	小郡市住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,643	10,733	10,847	10,959	11,026
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		217,869	221,521	250,243	321,541	684,614
標準財政規模		11,641,064	11,690,907	12,040,601	12,796,359	12,716,050
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.87%)	(1.89%)	(2.07%)	(2.51%)	(5.38%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小郡市国民健康保険事業特別会計	▲ 97,605	114,584	158,669	217,117	239,043
	小郡市後期高齢者医療特別会計	26,011	27,759	25,912	29,690	31,352
	小郡市介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	35,123	69,931	22,499	-	-
	小郡市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	11,442	8,716	0	-	-
	小郡市介護保険事業特別会計	-	-	-	75,322	62,389
合計(2)		573,337	882,414	919,064	1,124,891	1,519,288
標準財政規模		11,641,064	11,690,907	12,040,601	12,796,359	12,716,050
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.92%)	(7.54%)	(7.63%)	(8.79%)	(11.94%)
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	小郡市下水道事業会計	334,042	393,448	453,441	472,921	493,590
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	小郡市工業団地整備事業特別会計	46,455	46,455	8,300	8,300	8,300
合計(2)		573,337	882,414	919,064	1,124,891	1,519,288
標準財政規模		11,641,064	11,690,907	12,040,601	12,796,359	12,716,050
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.92%)	(7.54%)	(7.63%)	(8.79%)	(11.94%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	1,128,992	1,171,983	1,224,005	2,239,959	1,284,577
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,128,992	1,171,983	1,224,005	2,239,959	1,284,577
標準財政規模		19,386,864	19,412,940	19,874,837	20,991,757	20,838,758
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.82%)	(6.03%)	(6.15%)	(10.67%)	(6.16%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	185,682	204,221	226,078	240,888	122,646
	後期高齢者医療事業特別会計	71,851	69,308	68,996	72,581	72,556
	介護保険事業特別会計	207,280	131,667	142,806	139,526	83,371
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	-	0
会計名(公営企業会計)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	下水道事業会計	816,457	830,165	843,138	960,023	949,216
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,410,262	2,407,344	2,505,023	3,652,977	2,512,366
標準財政規模		19,386,864	19,412,940	19,874,837	20,991,757	20,838,758
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(12.43%)	(12.40%)	(12.60%)	(17.40%)	(12.05%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	399,202	641,030	576,779	589,694	784,288
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,779	4,658	2,156	4,697	4,643
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		405,981	645,688	578,935	594,391	788,931
標準財政規模		12,623,227	12,446,056	12,664,004	13,059,656	12,618,215
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.21%)	(5.18%)	(4.57%)	(4.55%)	(6.25%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 365,320	▲ 443,527	▲ 347,976	▲ 307,218	▲ 240,209
	後期高齢者医療特別会計	8,826	9,094	9,568	9,413	11,234
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	81,702	26,760	83	163,818	299,415
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	1,582,212	1,445,611	1,375,777	1,208,394	1,028,471
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		1,713,401	1,683,626	1,616,387	1,668,798	1,887,842
標準財政規模		12,623,227	12,446,056	12,664,004	13,059,656	12,618,215
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.57%)	(13.52%)	(12.76%)	(12.77%)	(14.96%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
一般会計等	一般会計	1,576,651	1,632,378	1,182,942	4,916,816	1,627,538		
	土地区画整理特別会計	98,004	47,727	98,142	108,263	119,180		
	土地区画整理事業清算特別会計	9,627	2,078	1,581	1,086	1,230		
	公債償還特別会計	0	0	0	0	0		
	住宅新築資金等貸付特別会計	252,321	258,458	262,867	264,684	266,777		
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0		
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	270,702	347,539	231,239	511	0		
	臨海部産業用地貸付特別会計	0	0	0	0	0		
	市立病院機構病院事業債管理特別会計	-	0	0	0	0		
	合計(1)	2,207,305	2,288,180	1,776,771	5,291,360	2,014,725		
標準財政規模		279,698,636	279,340,536	283,149,895	292,777,085	283,019,933		
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-		
(黒字の比率(%))		(0.78%)	(0.81%)	(0.62%)	(1.80%)	(0.71%)		
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	4,567,235	4,036,900	3,408,383	3,515,957	1,774,010		
	駐車場特別会計	231,353	255,242	273,986	348,156	417,848		
	介護保険特別会計	2,187,042	1,890,286	4,451,702	4,718,194	5,487,920		
	後期高齢者医療特別会計	493,183	473,215	457,185	466,459	508,918		
会計名(公営企業会計)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業会計	5,833,950	5,432,205	5,247,146	5,173,063	4,392,686	
	工業用水道事業会計	1,776,111	1,951,103	2,111,794	2,015,270	1,882,417		
	交通事業会計	1,357,727	1,102,051	896,370	615,493	274,504		
	病院事業会計	1,517,693	40,651	52,549	46,837	49,949		
	下水道事業会計	2,626,274	1,975,587	3,424,126	3,315,514	3,266,849		
	公営競技事業会計	4,678,591	8,846,098	18,415,816	30,028,067	39,081,185		
	宅地造成事業							
	法非適用企業	宅地造成事業以外	食肉センター特別会計	87,231	72,578	63,938	33,456	10,319
		卸売市場特別会計	150,089	127,840	131,214	122,954	140,849	
		渡船特別会計	73,640	19,506	116,814	180,488	147,656	
漁業集落排水特別会計		15,175	13,745	12,355	11,849	10,291		
港湾整備特別会計		2,087,578	2,577,982	2,756,705	3,385,546	3,912,261		
市民太陽光発電所特別会計		160,821	139,297	189,208	202,568	209,235		
宅地造成事業								
産業用地整備特別会計		0	0	0	0	0		
空港関連用地整備特別会計		113,190	114,475	114,867	113,595	114,398		
学術研究都市土地区画整理特別会計		0	0	0	0	0		
合計(2)	30,164,188	31,356,941	43,900,929	59,584,826	63,696,020			
標準財政規模		279,698,636	279,340,536	283,149,895	292,777,085	283,019,933		
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-		
(黒字の比率(%))		(10.78%)	(11.22%)	(15.50%)	(20.35%)	(22.50%)		

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	822,914	665,901	790,969	780,456	869,587
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	27,102	35,146	35,829	35,104	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	149,706	151,623	162,354	180,086	163,797
合計(1)		999,722	852,670	989,152	995,646	1,033,384
標準財政規模		68,588,711	69,154,492	70,294,508	73,754,152	72,378,584
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.45%)	(1.23%)	(1.40%)	(1.34%)	(1.42%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	787,016	1,289,453	1,392,490	1,390,766	1,276,575
	介護保険事業特別会計	386,356	529,615	510,540	302,601	371,359
	後期高齢者医療事業特別会計	134,472	100,480	93,964	100,742	113,872
	市営駐車場事業特別会計	7,546	8,027	8,040	8,091	10,458
	競輪事業特別会計	572,635	597,969	599,371	653,355	704,140
会計名(公営企業会計) <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	4,337,399	5,056,884	6,037,327	5,039,794	5,342,970
	下水道事業会計	3,006,166	2,118,066	5,116,318	2,864,264	4,787,090
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	10,687	11,406	11,812	10,962	10,379
	特定地域生活排水処理事業特別会計	12,798	13,371	14,163	11,741	12,364
	卸売市場事業特別会計	10,742	10,438	14,669	14,745	15,818
	産業団地整備事業特別会計	-	-	-	0	0
合計(2)		10,265,539	10,588,379	14,787,846	11,392,707	13,678,409
標準財政規模		68,588,711	69,154,492	70,294,508	73,754,152	72,378,584
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.96%)	(15.31%)	(21.03%)	(15.44%)	(18.89%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	831,508	632,783	1,472,778	2,112,104	1,422,692	
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	27,462	37,913	25,886	0	-	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		858,970	670,696	1,498,664	2,112,104	1,422,692	
標準財政規模		11,618,455	11,814,714	12,142,346	13,226,084	12,957,197	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(7.39%)	(5.67%)	(12.34%)	(15.96%)	(10.97%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	261,583	215,620	142,464	90,038	69,390	
	後期高齢者医療特別会計	1,341	1,398	133	2,640	2,543	
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	70,244	151,943	160,623	-	-	
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	9,347	7,257	6,116	-	-	
	介護保険特別会計	-	-	-	65,332	72,212	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,450,182	1,524,946	1,383,279	1,187,584	1,004,761
		下水道事業会計	-	327,735	248,997	415,360	264,328
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	67,990	-	-	-	-
		農業集落排水事業特別会計	33,462	-	-	-	-
	宅地造成事業						
合計(2)		3,753,119	2,899,595	3,440,276	3,873,058	2,835,926	
標準財政規模		11,618,455	11,814,714	12,142,346	13,226,084	12,957,197	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(32.30%)	(24.54%)	(28.33%)	(29.28%)	(21.88%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	572,850	515,952	356,668	972,550	388,722
	急患医療特別会計	50,712	36,754	6,924	276	94
	住宅新築資金等貸付特別会計	2,860	6,253	16,961	23,584	26,955
	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	0	28,072	0	23,518
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		626,422	558,959	408,625	996,410	439,289
標準財政規模		12,950,543	12,975,051	13,214,017	13,599,225	13,418,375
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.83%)	(4.30%)	(3.09%)	(7.32%)	(3.27%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	438,150	204,519	346,458	289,821	129,627
	後期高齢者医療特別会計	11,106	9,061	12,137	11,571	11,514
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	505,054	-	-	-	-
	病院事業会計	881,722	773,140	1,214,835	1,868,138	2,178,176
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,462,454	1,545,679	1,982,055	3,165,940	2,758,606
標準財政規模		12,950,543	12,975,051	13,214,017	13,599,225	13,418,375
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(19.01%)	(11.91%)	(14.99%)	(23.28%)	(20.55%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	637,217	579,930	1,287,966	2,133,532	1,839,597
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	871	825	3,131	2,589	1,503
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		638,088	580,755	1,291,097	2,136,121	1,841,100
標準財政規模		13,475,971	13,547,649	13,938,876	14,959,317	14,661,805
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.73%)	(4.28%)	(9.26%)	(14.27%)	(12.55%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	108,023	229,300	87,057	120,918	99,755
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	82,367	2,272	28,993	108,815	66,612
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	15,215	15,840	0	0	0
	後期高齢者医療特別会計	52,663	48,202	53,192	44,469	46,002
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	宅地造成事業以外	1,898,121	1,858,710	1,845,800	1,981,758	1,540,892
	宅地造成事業	594,017	903,349	1,218,612	1,491,229	1,709,901
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		3,388,494	3,638,428	4,524,751	5,883,310	5,304,262
標準財政規模		13,475,971	13,547,649	13,938,876	14,959,317	14,661,805
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(25.14%)	(26.85%)	(32.46%)	(39.32%)	(36.17%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	629,555	805,470	915,356	1,805,643	1,362,274	
	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 45,108	▲ 44,237	▲ 43,137	▲ 42,239	▲ 39,833	
	地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	0	0	0	0	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		584,447	761,233	872,219	1,763,404	1,322,441	
標準財政規模		10,439,383	10,488,293	10,689,775	11,354,223	11,239,746	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(5.59%)	(7.25%)	(8.15%)	(15.53%)	(11.76%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	75,501	11,026	151,246	173,773	143,954	
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	191,535	226,699	219,628	192,706	132,581	
	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	2,961	2,953	3,281	3,257	3,460	
	後期高齢者医療特別会計	10,249	3,008	2,501	3,239	7,090	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,265,191	1,943,564	1,928,061	2,044,790	1,977,501
		下水道事業会計	-	55,898	86,028	83,334	95,934
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計(2)		3,131,756	3,004,381	3,262,964	4,264,503	3,682,961	
標準財政規模		10,439,383	10,488,293	10,689,775	11,354,223	11,239,746	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(29.99%)	(28.64%)	(30.52%)	(37.55%)	(32.76%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	875,473	836,240	980,334	1,450,135	1,159,400
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,775	15,775	17,806	18,824	22,063
	奨学資金貸与事業特別会計	0	0	3,009	3,532	3,106
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	-	-
合計(1)		889,248	852,015	1,001,149	1,472,491	1,184,569
標準財政規模		18,923,766	19,142,750	19,688,779	20,840,048	20,512,072
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.69%)	(4.45%)	(5.08%)	(7.06%)	(5.77%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	21,303	16,206	22,347	24,683	86,657
	介護保険事業特別会計	47,540	▲ 30,008	113,900	173,019	145,240
	後期高齢者医療事業特別会計	46,250	46,658	44,617	44,595	48,260
	介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	0	0
会計名(公営企業会計)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	2,356,171	2,371,944	2,322,683	2,342,434	2,274,259
	下水道事業会計	977,085	1,162,696	1,472,595	1,748,570	2,001,529
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		4,337,597	4,419,511	4,977,291	5,805,792	5,740,514
標準財政規模		18,923,766	19,142,750	19,688,779	20,840,048	20,512,072
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(22.92%)	(23.08%)	(25.27%)	(27.85%)	(27.98%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	111,187	137,067	256,307	1,234,067	578,269
	公共用地先行取得事業特別会計	▲ 280	0	0	▲ 575,435	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		110,907	137,067	256,307	658,632	578,269
標準財政規模		9,048,805	9,671,802	9,973,192	10,684,888	10,493,690
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.22%)	(1.41%)	(2.56%)	(6.16%)	(5.51%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 294	66,131	58,969	114,873	66,052
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	108,763	▲ 32,588	80,375	32,207	5,181
	後期高齢者医療特別会計	20,312	21,540	23,218	22,275	23,988
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	-	-	-	-
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	0	0	-	-	-
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	那珂川市下水道事業会計	805,952	949,027	1,040,714	1,091,066	1,126,871
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		1,045,640	1,141,177	1,459,583	1,919,053	1,800,361
標準財政規模		9,048,805	9,671,802	9,973,192	10,684,888	10,493,690
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.55%)	(11.79%)	(14.63%)	(17.96%)	(17.15%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	418,133	731,925	1,056,865	1,341,663	1,099,354	
	中間市公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0	
	中間市住宅新築資金等特別会計	▲ 337,415	▲ 334,804	▲ 333,482	▲ 323,859	▲ 320,894	
	中間市地域下水道事業特別会計	1,039	1,234	1,400	990	1,502	
	一般会計等に属する特別会計						
	合計(1)	81,757	398,355	724,783	1,018,794	779,962	
標準財政規模		9,544,235	9,450,782	9,789,683	10,050,644	9,780,124	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(0.85%)	(4.21%)	(7.40%)	(10.13%)	(7.97%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	中間市特別会計国民健康保険事業	▲ 949,432	▲ 910,774	▲ 772,701	▲ 763,815	▲ 652,045	
	中間市介護保険事業特別会計	225,861	246,950	298,473	239,029	337,058	
	中間市後期高齢者医療特別会計	16,365	16,256	14,912	17,440	17,265	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	中間市水道事業会計	1,633,460	1,621,654	1,486,069	1,389,269	1,307,718
		中間市病院事業会計	▲ 133,156	▲ 275,412	256,377	-	-
		中間市公共下水道事業会計	-	-	123,038	177,488	229,101
法非適用企業	宅地造成事業以外						
法非適用企業	宅地造成事業	中間市公共下水道事業特別会計	3,234	62,773	-	-	-
合計(2)		878,089	1,159,802	2,130,951	2,078,205	2,019,059	
標準財政規模		9,544,235	9,450,782	9,789,683	10,050,644	9,780,124	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(9.20%)	(12.27%)	(21.76%)	(20.67%)	(20.64%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	14,793	108,254	1,000,224	1,997,998	1,162,238	
	同和地区住宅資金貸付事業特別会計	775	4,399	12,621	3,653	15,649	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		15,568	112,653	1,012,845	2,001,651	1,177,887	
標準財政規模		13,074,809	13,127,436	13,662,607	13,875,216	13,560,395	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(0.11%)	(0.85%)	(7.41%)	(14.42%)	(8.68%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 35,680	▲ 53,632	181,424	235,450	177,818	
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	120,334	215,816	298,308	245,392	303,611	
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	869	694	2,368	1,682	0	
	後期高齢者医療特別会計	23,580	22,114	23,274	24,761	24,064	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,858,464	1,943,321	1,985,486	1,919,086	1,731,430
		下水道事業会計	-	106,261	120,345	136,498	183,579
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	178,084	-	-	-	-
		農業集落排水事業特別会計	12,950	-	-	-	-
	宅地造成事業	上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		2,174,169	2,347,227	3,624,050	4,564,520	3,598,389	
標準財政規模		13,074,809	13,127,436	13,662,607	13,875,216	13,560,395	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(16.62%)	(17.88%)	(26.52%)	(32.89%)	(26.53%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計	9,970,591	9,343,565	8,631,878	9,350,019	9,880,356
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
伊都土地地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	-
香椎駅周辺土地地区画整理事業特別会計	0	0	0	1,556,831	0
公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
市債管理特別会計	0	0	0	0	0
市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
貝塚駅周辺土地地区画整理事業特別会計	-	-	-	0	0
合計(1)	9,970,591	9,343,565	8,631,878	10,906,850	9,880,356
標準財政規模	419,057,590	421,511,166	427,491,897	451,517,796	442,104,112
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.37%)	(2.21%)	(2.01%)	(2.41%)	(2.23%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後期高齢者医療特別会計	107,241	99,253	79,638	138,395	221,308
国民健康保険事業特別会計	3,749,012	2,356,348	3,654,697	3,313,654	3,419,814
介護保険事業特別会計	701,975	489,829	1,505,355	1,116,506	1,066,525
駐車場特別会計	23,097	0	0	0	-
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
モーターボート競走事業会計	10,575,794	10,884,112	12,342,456	18,253,563	19,969,226
下水道事業会計	14,747,155	15,885,436	15,911,950	13,878,850	12,627,529
水道事業会計	8,176,625	9,218,279	11,588,733	11,177,421	12,608,415
工業用水道事業会計	300,601	355,664	445,752	517,904	593,651
高速鉄道事業会計	0	0	0	0	0
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
中央卸売市場特別会計	0	0	0	0	0
市営渡船事業特別会計	0	0	0	0	0
港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)	48,352,091	48,632,486	54,160,459	59,303,143	60,386,824
標準財政規模	419,057,590	421,511,166	427,491,897	451,517,796	442,104,112
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.53%)	(11.53%)	(12.66%)	(13.13%)	(13.65%)

実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

連結実質赤字比率の算定範囲

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	409,074	494,258	675,547	515,574	832,687
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,475	6,871	7,293	0	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		415,549	501,129	682,840	515,574	832,687
標準財政規模		13,020,195	13,031,885	13,508,779	14,760,417	14,814,145
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.19%)	(3.84%)	(5.05%)	(3.49%)	(5.62%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	34,216	58,006	75,591	86,414	127,062
	後期高齢者医療事業特別会計	33,302	5,770	8,935	7,260	11,086
	介護保険事業特別会計	93,912	94,316	81,195	80,845	171,485
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	福津市公共下水道事業会計	346,068	450,498	517,957	549,142	588,760
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		923,047	1,109,719	1,366,518	1,239,235	1,731,080
標準財政規模		13,020,195	13,031,885	13,508,779	14,760,417	14,814,145
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.08%)	(8.51%)	(10.11%)	(8.39%)	(11.68%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	160,753	125,744	162,999	443,160	380,233	
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 14,358	▲ 3,687	▲ 2,038	▲ 437	782	
	市営駐車場事業特別会計	4,826	127	11	35	75	
	バス事業特別会計	0	0	0	0	0	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		151,221	122,184	160,972	442,758	381,090	
標準財政規模		6,863,552	6,850,340	7,126,818	7,402,147	7,139,534	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(2.20%)	(1.78%)	(2.25%)	(5.98%)	(5.33%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 48,984	36,081	▲ 26,152	▲ 33,516	▲ 129,659	
	後期高齢者医療事業特別会計	16,074	17,189	15,804	16,789	18,493	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	112,709	213,946	193,062	179,335	150,995
		東部地区工業用水道事業会計	85,928	89,364	94,540	98,758	101,538
		公共下水道事業会計	399,946	431,846	412,766	398,410	384,185
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
		工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		716,894	910,610	850,992	1,102,534	906,642	
標準財政規模		6,863,552	6,850,340	7,126,818	7,402,147	7,139,534	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(10.44%)	(13.29%)	(11.94%)	(14.89%)	(12.69%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	592,280	504,883	598,126	803,712	679,932	
	用地特別会計	88	88	88	88	88	
	旧東山老人ホーム組合分	-	0	-	-	-	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		592,368	504,971	598,214	803,800	680,020	
標準財政規模		10,358,241	10,230,788	10,492,658	11,008,953	10,847,359	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(5.71%)	(4.93%)	(5.70%)	(7.30%)	(6.26%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	137,518	180,896	271,658	393,096	218,202	
	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	231,320	217,289	202,283	288,957	204,689	
	後期高齢者医療特別会計	2,164	2,128	2,719	2,097	2,838	
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	2,289	4,943	7,867	10,190	12,539	
会計名(公営企業会計) <th colspan="5">資金不足・剰余額</th>		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	728,187	725,465	744,343	769,771	709,107
	下水道事業会計	-	-	16,917	41,839	54,792	
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	16,046	9,473	-	-	-
		農業集落排水事業特別会計	2,933	3,048	-	-	-
		生活排水処理事業特別会計	6,959	23,832	-	-	-
	宅地造成事業						
合計(2)		1,719,784	1,672,045	1,844,001	2,309,750	1,882,187	
標準財政規模		10,358,241	10,230,788	10,492,658	11,008,953	10,847,359	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(16.60%)	(16.34%)	(17.57%)	(20.98%)	(17.35%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	809,384	931,440	551,972	1,254,927	992,003	
	住宅新築資金等特別会計	0	-	-	-	-	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		809,384	931,440	551,972	1,254,927	992,003	
標準財政規模		9,154,183	8,901,508	9,132,571	9,467,401	9,195,681	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(8.84%)	(10.46%)	(6.04%)	(13.25%)	(10.78%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 301,226	▲ 277,185	▲ 227,375	71,717	50,839	
	後期高齢者医療特別会計	8,533	7,765	8,333	12,981	12,018	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	269,975	306,624	350,029	386,210	386,277
		下水道事業会計	-	-	113,630	141,368	163,828
		簡易水道事業会計	-	-	15,506	19,454	25,905
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	221	25,268	-	-	-
		公共下水道事業特別会計	6,351	102,608	-	-	-
	宅地造成事業						
合計(2)		793,238	1,096,520	812,095	1,886,657	1,630,870	
標準財政規模		9,154,183	8,901,508	9,132,571	9,467,401	9,195,681	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(8.66%)	(12.31%)	(8.89%)	(19.92%)	(17.73%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	433,237	1,104,420	957,811	2,118,195	2,008,746
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,040	2,025	3,403	0	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		440,277	1,106,445	961,214	2,118,195	2,008,746
標準財政規模		19,575,134	19,776,265	20,246,485	21,399,636	20,894,967
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.24%)	(5.59%)	(4.74%)	(9.89%)	(9.61%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	137,274	318,821	202,577	194,330	95,653
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	799	966	2,643	8,533	4,834
	後期高齢者医療特別会計	47,320	44,338	44,001	43,381	45,865
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	210,042	188,404	245,582	209,762	261,493
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	0	-	-	-	-
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	下水道事業会計	1,358,989	1,451,083	1,638,987	1,836,812	1,969,588
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	渡船事業特別会計	0	0	0	0	0
	漁業集落排水処理施設事業特別会計	249	10,522	-	-	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,194,950	3,120,579	3,095,004	4,411,013	4,386,179
標準財政規模		19,575,134	19,776,265	20,246,485	21,399,636	20,894,967
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.21%)	(15.77%)	(15.28%)	(20.61%)	(20.99%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	771,111	699,586	763,118	1,678,416	1,098,553
	住宅新築資金等特別会計	12,287	11,738	11,179	0	-
	公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		783,398	711,324	774,297	1,678,416	1,098,553
標準財政規模		16,367,907	16,266,096	16,419,974	17,140,699	16,785,505
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.78%)	(4.37%)	(4.71%)	(9.79%)	(6.54%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	195,981	99,654	126,680	271,923	214,763
	後期高齢者医療特別会計	4,633	3,997	3,480	4,664	5,665
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法適用企業	水道事業会計	1,997,926	2,015,328	2,122,220	2,194,607	2,263,133
	下水道事業会計	-	-	124,648	127,255	148,631
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	32,462	115,808	-	-	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		3,014,400	2,946,111	3,151,325	4,276,865	3,730,745
標準財政規模		16,367,907	16,266,096	16,419,974	17,140,699	16,785,505
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(18.41%)	(18.11%)	(19.19%)	(24.95%)	(22.22%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等	一般会計	966,264	545,458	558,474	1,322,385	1,563,905	
	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 85,892	0	-	-	-	
	矢部診療所特別会計	12,006	6,829	6,027	12,701	6,355	
	一般会計等に属する特別会計						
合計(1)		892,378	552,287	564,501	1,335,086	1,570,260	
標準財政規模		19,756,613	19,591,560	19,877,411	20,751,815	20,405,156	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(4.51%)	(2.81%)	(2.83%)	(6.43%)	(7.69%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費特別会計	223,043	119,230	66,397	41,871	53,850	
	介護保険事業費特別会計	319,005	414,545	355,504	84,959	158,687	
	後期高齢者医療特別会計	3,548	1,138	2,257	1,800	37,474	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,848,919	2,012,176	1,894,269	1,918,816	1,979,436
		下水道事業会計	-	-	28,056	23,500	22,058
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業費特別会計	10,743	21,811	-	-	-
		下水道事業特別会計	6,926	65,224	-	-	-
		農業集落排水事業特別会計	3,396	13,563	-	-	-
	宅地造成事業						
合計(2)		3,307,958	3,199,974	2,910,984	3,406,032	3,821,765	
標準財政規模		19,756,613	19,591,560	19,877,411	20,751,815	20,405,156	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(16.74%)	(16.33%)	(14.64%)	(16.41%)	(18.72%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計		537,576	503,813	586,335	554,593	851,635	
一般会計等 に属する 特別会計							
合計(1)		537,576	503,813	586,335	554,593	851,635	
標準財政規模		13,925,294	14,079,577	14,328,324	15,270,248	14,962,729	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(3.86%)	(3.57%)	(4.09%)	(3.63%)	(5.69%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業に係る 特別会計以 外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 580,494	▲ 491,096	▲ 398,694	▲ 238,337	▲ 147,647	
	介護認定特別会計	2,271	1,708	6,063	3,962	5,115	
	介護保険(保険事業勘定)会計	196,928	182,613	253,332	481,133	435,787	
	後期高齢者医療特別会計	8,306	12,100	5,344	4,531	3,956	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,795,642	3,037,103	3,309,054	3,530,453	3,612,691
		公共下水道事業会計	313,217	331,044	431,057	72,210	598,442
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業	地方卸売市場会計	332	274	448	953	288
		農業集落排水事業会計	3,665	3,225	4,775	4,851	8,299
合計(2)		3,277,443	3,580,784	4,197,714	4,414,349	5,368,566	
標準財政規模		13,925,294	14,079,577	14,328,324	15,270,248	14,962,729	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(23.53%)	(25.43%)	(29.29%)	(28.90%)	(35.87%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）